



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

市役所代表電話 / 0424-64-1311

ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(Lモード) Lメニューリストから検索できます。

西東京

		前月比
人口	男	90,733人 (1,076人) 58減 (7増)
	女	91,997人 (1,378人) 5減 (1減)
	合計	182,730人 (2,454人) 63減 (6増)
世帯数		80,665世帯 (1,267世帯) 5減 (1減)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

今号の主な内容

2~3面 わたしたちと税金



市民の皆さんが納めている市税の使われ方やご質問について、Q&A方式でお知らせします。

4面 「健康推進プラン策定にあたっての基本的な考え方について」答申



健康づくり推進協議会から提出された答申の概要をお知らせします。

7面 谷戸自転車駐車場月極利用申し込み開始



2月1日から、ひばりヶ丘駅南口谷戸自転車駐車場の月極利用申し込みを開始します。

8面 男女平等参画推進フォーラム



講師に作家の吉永みちこさんをお招きして、2月2日(日)に市民会館で講演会を開催します。

税の申告はお早めに

田無庁舎 2月17日(月)~3月17日(月)
保谷庁舎(防災センター6階) 3月3日(月)~17日(月)

今年も市民税・都民税(住民税)、所得税の申告の時期が近づいてきました。平成15年度の住民税の申告は市で、平成14年度の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けを行います。受付初日と受付締切日間際には、窓口がたいへん込み合いますので、混雑する時期を避けて申告をされるようお願いいたします。市民税課(田無庁舎内線1321~1328)、東村山税務署(東村山市本町1-20) ☎042-394-6811)

市民税・都民税の申告

申告が必要な方
平成15年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成14年中に収入のあった方
西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・家屋敷などを所有している方

国民健康保険に加入している方
所得税の確定申告を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

市民税・都民税の申告書は1月末日に次の方に発送する予定です。
● 昨年、市民税・都民税の申告書を提出した方
● 昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

確定申告用紙は、2月3日から市民税課 田無庁舎4階、保谷庁舎1階、各出張所でも配布します。

所得のなかった方も申告を

平成14年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基

申告場所

基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に記入し、提出してください。

市民税・都民税のみの相談・申告の受付窓口

会場	日程
新町福祉会館	2月6日(木)
保谷公民館	2月7日(金)
住吉福祉会館	2月10日(月)
下保谷福祉会館	2月12日(水)
ひばりが丘図書館	2月13日(木)

受付時間
午前9時30分~11時30分
午後1時~4時

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談 申告の受付窓口

会場	日程
田無庁舎(2階展示コーナー)	2月17日(月)~3月17日(月)
保谷庁舎(防災センター6階)	3月3日(月)~3月17日(月)

受付時間
午前8時30分~11時30分
午後1時~4時30分

保谷庁舎での相談窓口は、3月3日からになります。2月中に相談、内容の確認を希望される方は田無庁舎へお越しください。

市でご相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりとなります

提出のみの方
内容がすべて記入済みの申告書
簡易な申告の方
一般申告、給与所得者の還付申告および公的年金等の申告(事業所得者で収支内訳書の作成ができていない方、土地家屋等譲渡の分離申告、住宅借入金(取得)等特別控除などの特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。)

申告の際、必要となるもの

申告書、計算機、筆記具、印鑑
源泉徴収票等、平成14年中の収入金額のわかる書類 国民健康保険、国民年金、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費控除等の各控除を受ける場合は、平成14年中に支払った領収書等金額がわかるもの(生命保険料、損害保険料は控除証明書を添付。医療費は領収書の添付と合計額を計算) 障害者の方は、障害者手帳または証明書 還付申告の方は、申告者名義の銀行等の口座番号

所得税の確定申告と 税務署からお願い

税務署では、確定申告書の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行っています。あらかじめ住所・氏名・扶養控除、所得金額欄などわかるところは記載し、来署してください。手引きに従って必要事項を記入すればできるようなっていますので、ぜひご自身の手で作成してみてください。

「ごせ税理士」にご注意ください。

納税者の依頼による税務代理 税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録をしていない人はできないことになっていきます。正規の税理士に依頼しましょう。

税務署の窓口業務は、土曜・日祭日は休みとなっています。車での来署はご遠慮ください。

所得税・事業税・住民税 共同説明会を開催

2月3日(月)午後1時30分~3時
保谷こもれびホール
所得税・事業税・住民税の申告書の書き方などについて説明会を開催します。ぜひご利用ください。

本年は、各申告書の作成指導は行いません。各申告書の記載方法に疑問がある方は、税務署・都税事務所・市役所両庁舎申告会場をご利用ください。

車での来場はご遠慮ください。

税理士会の無料相談

東京税理士会東村山支部では、小規模事業者のための無料申告相談や申告書の作成指導、譲渡所得、相続税、贈与税(除く)を行います。ので、気軽にご利用ください。なお、給与所得者等の還付申告の方もご利用できます。

2月17日(月)	田無庁舎2階
2月17日(月)	202・203会議室
2月17日(月)	保谷こもれびホール

午前9時30分~11時30分
午後1時~3時

所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は税務署または有料で税理士にご相談ください。

申告は正しくお早めに 納税は口座振替で

所得税の申告と納税は、2月17日(月)~3月17日(月)です。

贈与税の申告と納税は、2月3日(月)~3月17日(月)です。個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(月)までです。

国税局からのお知らせ

還付の申告をされる方へ

還付の申告は、税理士会との共同による、広域還付申告センター(左表参照)でもできます。還付の申告書の受け付け(預かり) 提出された申告書は、それぞれの住所地(納税地)へ送付されます。

所得税の申告書用紙の配付 還付申告書の書き方のアドバイス(土地や建物などの売却による譲渡所得のある方を除く)

会場	日程	時間
JR東京駅日本橋口	2月3日(月)~14日(金)	午前9時~正午
新宿駅西口広場 イベントコーナー	2月20日(木)~26日(水)	午後1時~5時
立川ルミネ1階 マグノリアホール	2月4日(火)~7日(金)	午前10時~正午

国税庁ホームページのご案内

国税庁タックスアンサーホームページには、申告書作成のためのコーナーがありますので、ぜひご利用ください。(アドレス) <http://www.taxanser.nta.go.jp>

